

亀山市公告第 8 2 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、資金不足比率を次のとおり公表する。

平成 3 0 年 9 月 2 8 日

亀山市長 櫻 井 義 之

平成 2 9 年度決算に基づく資金不足比率

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率
農業集落排水事業特別会計	-
水道事業会計	-
工業用水道事業会計	-
公共下水道事業会計	-
病院事業会計	-

- 1 亀山市に適用される経営健全化基準は、2 0 . 0 %である。
- 2 表中の「資金不足比率」における「-」の記号は、資金不足となっていないことを表示している。